社会福祉法人聖ヨゼフ会松阪 役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人聖ヨゼフ会松阪（以下「当法人」という）定款第８条および第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）常勤役員等（法人における常勤役員の定義の者）については、報酬は支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表１に定める額とする。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１） 評議員の報酬は、定款第８条に定める範囲内で別表２（1）に基づき支給する

（２） 理事及び監事の報酬は、定款 21 条により定める別表２(2) 及び別表２(3) に基づき支給する。

（３） 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する

（当法人職員給与との併給）

第５条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員に対しては、職員給与に加えて別表３に定める報酬を支給する。

（報酬等の支給方法）

第６条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（１）報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の法人指定金融機関営業日とする。

２ 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

３ 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２ 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３ 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

４ 本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第８条 この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）50 銭以上１円未満の端数についは、これを１円に切り上げる。

（公表）

第９条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第１０条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第１１条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成２９年６月の定期の評議員会の承認の日より施行する

この規程は、平成３０年６月１６日より一部改正し、施行する

この規程は、平成３１年１月１９日より一部改正し、施行する

別表１（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	別表３のとおり

別表２（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

区分	日額	年間総額
評議員会への出席	10,000 円	500,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤		
１日　４時間以上	10,000 円	
１日　４時間未満	5,000 円	

（２）理事

区分	日額	年間総額（1人当り）	年間総額
理事会等会議への出席	10,000 円	100,000 円	600,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤			
１日　４時間以上	10,000 円		
１日　４時間未満	5,000 円		

（３）監事

区分	日額	年間総額（1人当り）	年間総額
理事会・評議員会への出席	10,000 円	150,000 円	300,000 円
監事監査等への出席	10,000 円		
上記の他、法人及び施設業務のための出勤			
１日　４時間以上	10,000 円		
１日　４時間未満	5,000 円		

別表３（職員給与との併給）

役職名	報酬の額
理事長	月額　70,000 円
業務執行理事	月額　30,000 円
理事	月額　10,000 円